

第七十三号議案

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項ト中「一万八百円」を「一万二千三百円」に改め、同項ム及びエ中「一万九千八百円」を「二万五千百円」に、「一万一千七百円」を「一万六千四百円」に改め、同表二十五の項タ中「薬局製造販売医薬品（）」の下に「法第二条第十七項第三号及び第三十六条の十一第一項第一号に規定する医薬品であつて、」を加え、同項ム及びフ中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同項コ中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に、「第九項及び」を「第八項及び」に、「第十五項」を「第十三項」に、「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改め、同項ヒ中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同項モ中「第十四条第七項又は第九項」を「第十四条第六項又は第八項」に、「第十五項」を「第十三項」に、「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表二十五の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一万八百円」を「一万二千三百円」に改める。

（提案理由）

手数料の額を改定するほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。